明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（五六）　一〇

○新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令（五七）　一〇

○電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（五八）　一〇

○電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（五九）　一二

○電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（六〇）　一二

○電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（六一）　一三

〔府　令〕

○銀行法施行規則及び信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八）　一三

〔府令・省令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）　一三

○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一）　一四

〔省　令〕

○登録修理業者規則（総務八）　一四

○端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令（同九）　一六

○消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（同一〇）　一八

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務一）　二三

○私立学校法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三）　二三

〔告　示〕

○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（内閣府三四～三八）　二五

○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（同三九、四〇）　二五

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（金融庁七）　二五

○信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（同八）　二五

○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（同九）　二五

○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件（同一〇）　二六

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（金融庁・財務・経済産業一）　二七

○農林中央金庫法施行規則第百十二条第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（金融庁・農林水産一）　二九

○電波法第三十八条の四十八で準用する電波法第三十八条の二十第一項の規定により登録修理業者に立入検査する際の検査職員の証明書を定める件（総務五四）　三〇

○電波法第百二条の十六第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を定める件（同五五）　三〇

○周波数割当計画の一部を変更する件（同五六）　三〇

○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学二八）　三一

○学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（同二九）　三一

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。